

1. 議 事 日 程 (5 日 目)

(平成23年那智勝浦町議会第3回定例会)

平成23年10月19日

9時01分 開 議

於 議 場

日程第1	認定第1号	平成22年度那智勝浦町一般会計歳入歳出決算認定について……………	153
日程第2	認定第2号	平成22年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	153
日程第3	認定第3号	平成22年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	153
日程第4	認定第4号	平成22年度那智勝浦町老人保健事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	153
日程第5	認定第5号	平成22年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	153
日程第6	認定第6号	平成22年度那智勝浦町住宅地資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	153
日程第7	認定第7号	平成22年度那智勝浦町土地取得事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	153
日程第8	認定第8号	平成22年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	153
日程第9	認定第9号	平成22年度那智勝浦町下水道事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	153
日程第10	認定第10号	平成22年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	153
日程第11	認定第11号	平成22年度那智勝浦町通所介護事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	153
日程第12	認定第12号	平成22年度那智勝浦町・太地町介護認定審査会共同設置事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	153
日程第13	認定第13号	平成22年度那智勝浦町東牟婁郡公平委員会共同設置事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	153
日程第14	認定第14号	平成22年度那智勝浦町水道事業会計決算認定について……………	153
日程第15	認定第15号	平成22年度那智勝浦町立温泉病院事業会計決算認定について……………	153
日程第16	報告第15号	健全化判断比率の報告について……………	153
日程第17	報告第16号	公営企業会計に係る資金不足比率の報告について……………	153

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	左近 誠	2番	荒尾 典男
3番	下崎 弘通	4番	森本 曦夫
5番	曾根 和仁	6番	湊谷 幸三
7番	田中 幸子	8番	東 信介
9番	田中 植	10番	山縣 弘明
11番	中岩 和子	12番	引地 稔治

3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（16名）

町長	寺本 眞一	副町長	植地 篤延
教育長	笠松 昭紀	消防長	小脇 邦雄
参事 (総務課長)	潮崎 有功	総務課新病院 建設推進室長	西田 秀也
会計管理者	宮本 洋和	病院事務長	八木 敦哉
税務課長	濱口 博之	住民課長	寺本 資久
福祉課長	福居 和之	観光産業課長	瀧本 雄之
建設課長	塩地 勇夫	水道課長	上地 清曦
教育次長	小玉 常夫	総務課企画員	畑中 卓也

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長	藪本 活英
事務局副主査	加味根 涼
事務局副主査	脇地 健

~~~~~ ○ ~~~~~

9時01分 開議

〔4番森本曦夫議長席に着く〕

○議長（森本昇夫君） おはようございます。

ただいまから再開します。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 認定第 1号 | 平成22年度那智勝浦町一般会計歳入歳出決算認定について                   |
| 日程第 2 | 認定第 2号 | 平成22年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計歳入歳出決算認定について          |
| 日程第 3 | 認定第 3号 | 平成22年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計歳入歳出決算認定について         |
| 日程第 4 | 認定第 4号 | 平成22年度那智勝浦町老人保健事業費特別会計歳入歳出決算認定について            |
| 日程第 5 | 認定第 5号 | 平成22年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計歳入歳出決算認定について            |
| 日程第 6 | 認定第 6号 | 平成22年度那智勝浦町住宅宅地資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算認定について        |
| 日程第 7 | 認定第 7号 | 平成22年度那智勝浦町土地取得事業費特別会計歳入歳出決算認定について            |
| 日程第 8 | 認定第 8号 | 平成22年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計歳入歳出決算認定について         |
| 日程第 9 | 認定第 9号 | 平成22年度那智勝浦町下水道事業費特別会計歳入歳出決算認定について             |
| 日程第10 | 認定第10号 | 平成22年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計歳入歳出決算認定について            |
| 日程第11 | 認定第11号 | 平成22年度那智勝浦町通所介護事業費特別会計歳入歳出決算認定について            |
| 日程第12 | 認定第12号 | 平成22年度那智勝浦町・太地町介護認定審査会共同設置事業費特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第13 | 認定第13号 | 平成22年度那智勝浦町東牟婁郡公平委員会共同設置事業費特別会計歳入歳出決算認定について   |
| 日程第14 | 認定第14号 | 平成22年度那智勝浦町水道事業会計決算認定について                     |
| 日程第15 | 認定第15号 | 平成22年度那智勝浦町立温泉病院事業会計決算認定について                  |

○議長（森本昇夫君） 日程第1、認定第1号平成22年度那智勝浦町一般会計歳入歳出決算認定に

ついでから日程第15、認定第15号平成22年度那智勝浦町立温泉病院事業会計決算認定について  
までを一括上程議題といたします。

昨日で一般会計、特別会計、企業会計についての説明が終わりましたので、質疑に入ります。

それでは、認定第1号一般会計についての質疑を行います。

まず、款1町税13ページから款21町債68ページまでと、1ページから12ページの歳入の部分  
を含めて質疑を行います。

8番東君。

○8番（東 信介君） 24ページなのですが、使用料・手数料のところの総務使用料で、町有財産  
使用料の中の勝浦商港地区埋立地の63万円、これについてちょっと御説明をお願いします。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 勝浦商港地区埋立地63万円についてでございますけれども、  
これにつきましては、勝浦商港地区埋立地使用条例に基づきまして、勝浦漁商協同組合に貸し  
出しをしてございます。500坪ございまして、1カ月1坪100円、月5万円の12カ月分となっ  
てございます。

○議長（森本昇夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） 濟いませぬ、ちょっと決算審査から外れたるかもわからんですけど、商港  
地区埋立地ですか、これはどの辺のこととか、どのくらいあるもんなんか、ちょっと参考  
で結構なんで、お願いします。

○議長（森本昇夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） 濟いませぬ、これは後でも結構なんですけど、その条例に規定されたある  
商港の場所を、どのぐらゐのものがあるんか、どこにあるんかということを知りたいんで、も  
しあれやったら後でも結構なんで。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） ちょっと資料を持ち合わせてございませぬので、後で報告さ  
せていただきます。

○議長（森本昇夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 1点お尋ねします。41ページです。

この節区分3の緊急雇用創出事業臨時特例基金補助金というところで197万1,568円を計上され  
ております。このことについては、備考で、電算システムとかの更新入力支援事業、画像等資  
料データベース構築事業、こういうことで、緊急雇用対策でもって、国の基金を利用してとい  
うことですが、この採用に当たっては、ふるさと雇用や緊急雇用についてはハローワークで募  
集すると、募集はハローワークですということをお聞きしておったんですが、これにもやは  
りそういうところで募集したんかどうか。

それと、採用に当たっては、これは特殊な技能を持った人じゃないとこういうことできませ  
んね。例えば私なんかはやっとこさパソコンを使えるという程度ですんで、なかなか私みたい

な者を雇用してもこれに当たれないと、この業務に当たれないということですので、そういう技能を持った方をどういうふうにして集めてきたんか、そして試験なり、採用試験といいますか、そのふり分けをどうされたんか、1つお尋ねしたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） お答えいたします。

この緊急雇用につきましては、もちろんハローワークを通じて募集しなさいという基本がございます。その後、臨時職員の採用につきましては、必ず面接をするようにしてございます。

○議長（森本昇夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） この採用された方については、歳出で出てきますね、79ページに。この事業に当たってもらって、それを執行したということでしょうが、その特殊な技能を持った人じゃないとこの業務に当たれないということですので、そういう人を雇用したんかどうか。特殊な、パソコンの何級とかというてありますね、あるいはいろいろなそういうところで過去に勤務されておったとか、経験があるとか、そういう方を雇用されたんですか。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 面接に当たりましては、副町長と私、電算の関係の担当者、それで実際にパソコンを使わせてみるという試験もしてございますので、今回のこの緊急雇用、電算システムの入替えの関係と画像データの入替えということで職員募集してございます。その関係で、電算室も入りました面接を行ってございます。

○議長（森本昇夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 従来からやっぱし副町長も入れて、この臨時職を採用するに当たっては、副町長ですから、昔は助役いいましたね。そういう方も、助役なり副町長が入って採用するんかどうか。私、以前聞くところによると、担当課と総務課、あたしの、そういう係が入って臨時職を採用するというようなこと聞いてましたが、間違いだったんでしょうか。いつから副町長も入って採用するという事になったんですか。臨時職はいつも副町長が入ってるんですか、採用するに当たって。そこら辺を少しお伺いしたい。

○議長（森本昇夫君） 副町長植地君。

○副町長（植地篤延君） お答え申し上げます。

私が採用された後、町長の命によりましてほとんどの臨時採用には面接に立ち会っております。全部っていうわけでもないんですけども、行事等で出張とかいろいろなことがある場合は欠席させていただいております。そのときは一応課長にお願いしております。しかし、大部分は立ち会いをさせていただいて、主に技能とか、あるいは人物評価、そうしたところの着眼点で質問させていただいております。

以上です。

〔6番湊谷幸三君「以前はどうやったか聞いてください。以前はどう、以前は」と呼ぶ〕

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） この緊急雇用の補助が始まりました2年前でございます。これはハローワークを通じてということございまして、そのことからして副町長に面接の立ち会いをお願いしておるということで、以前は履歴書による臨時職員の雇用ということで、担当課で決めてございました。

○議長（森本昇夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） この緊急雇用とかふるさと雇用については、国の雇用対策ということでこういう事業がなされておると思うんです。今まではこういうことなかったですね。今までは、臨時職を採用するに当たっては、登録制というような形で採用されてあったと思うんですよ。このことだけではなくて、臨時職採用に当たっては、これは国の制度で、国がそういうふうにしると、募集についてはハローワークを利用してということですので、もう仕方ないと思いますけど、従来、一般的な臨時職の採用については、登録された方を優先的に採用するということになっておったと思うんですわ。これからもそういうふうにされるんかどうか、1つお聞きしたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 毎年、登録制度といたしまして、総務課のほうへ臨時職員の希望される方は登録をしていただくようにしてございます。それも、広報等で登録制度を案内してございますので、この国の制度以外の臨時職員であれば、まず町内の方を優先するということもございましょうし、登録された方の中から雇用をしてみたいとも思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（森本昇夫君） ほかに質疑ありませんか。

12番引地君。

○12番（引地稔治君） 済いません、1点だけお願いします。

62ページ上のほうで、防災行政ラジオの購入負担金なんですけど、聞くところによると、このラジオのとれが悪いと、よくそういうことを耳にするんですが、これ、この災害でもまたこの防災無線が聞きにくかったとかというので、またこれ購入される方、1人負担金2,500円ですか、そういうことを聞いたんですが、また多々、多なると思うんですけど、これ、この受けが悪いというのを改善できるものになったのか、それとも外部アンテナをつけたら何とか聞き取れるとか、それは自己負担で幾らか出さなあかんようなことも聞いたんですが、それについて詳しく説明をお願いします。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 防災ラジオの件でございます。平成22年度には500台、難聴地域の対策ということで500台、自己負担2,500円で配布いたしました。その聞こえにくい、ラジオをせっかく購入しても入りにくいということもございました。それには試す期間というのを置きまして、一たん貸し出しをいたしまして、その購入予定の方の家で聞こえるかどうかという期間も設けました。その上で500台を購入いただいたんですが、今後、今回の震災におきましても、かなりこのラジオの問い合わせ等もございました。今言われましたこと、室内アン

テナの装備ということも今後検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（森本昇夫君） 12番引地君。

○12番（引地稔治君） このラジオなんですけど、これメーカーはもう1社なんですか。各社あって、少しでも感度の、とれのええとことかそういうのはないのか、もう1社に限定されたあるのか。ほんで、今現実的に那智勝浦町で、このラジオでどの地域やったら十分聞こえる、ほんで地域別に、ここら辺はもう全然とれてない、室外アンテナをつけた場合でも聞こえにくいとか、そういうとこやったら、もうまるきり役に立ちませんからね。そういうことも、去年配付した中で、もう調査できているのかということ。まだそれも調べてないうちに、またことし同じようにこの費用使うても一緒ですから。それ、どういう改善方法を考えてるのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） そのラジオが入りにくい地域という、その地区ではなくって場所だと思えます。例えばビルの陰であるとか、電波が弱い地域、それは大字の別のその地域ということではなくって、その住んでおられる環境によると思えます。できますれば、全戸配布というようなことも、一番よろしいんでしょうけども、そうはいきません関係で、今後そういう検討する中で、室内アンテナをつければ聞こえるおたくもございましょうし、その辺は準備期間といたしまして今後検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（森本昇夫君） 12番引地君。

○12番（引地稔治君） そしたら、この500台配布された中で、地域いろいろあるでしょうけど、うちは全然とれなんだとか、何台か配布された数は十分に聞こえたって、そんな数もわかってます。全然それはわかりませんか。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 一応購入いただく前に、予備の分を配付いたしまして、聞こえるかどうか、2,500円の個人負担がございまして、入るかどうかというのを試す期間をつくりました。それでもどうしても聞こえない場合は、もう購入を見合わせていただいたという結果がございまして。ですから、購入した結果聞こえないということではなしに、買っていただいた後に、聞こえるかどうかというその試運転の期間というのを設けておりますので、その聞こえるという、電波が届くというのを前提に購入をいただいておりますので。

そういう、それを承知で購入いただきましたけれども、どうしても入らないという方もございました。その方につきましては、そういう室内アンテナをつけたらどうかという相談にも乗せていただいておりますので、今後購入いただいた限りは、入るような形で検討をしていきたいと、そのように考えてございます。

○議長（森本昇夫君） 12番引地君。

○12番（引地稔治君） ほんなら、室内アンテナをつけたところはもう十分聞こえてるんですか。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） そうでなくって、電波の物すごい弱いとこってというのは、室内アンテナでも聞こえないという地域があるかと思います。それらにつきましても、今後どうするか検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

[12番引地稔治君「もう一点あったんですけど。そのメーカー、もう1社しかないんですか」と呼ぶ]

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） メーカーは1社ではなくって、たしか3社ぐらい、何社かあったと思いますので、それも含めて今後検討してまいりたいと思います。

[12番引地稔治君「うちは1社のやつを購入したんですか、それとも3社全部試してるんですか」と呼ぶ]

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 22年度につきましては、2社、一応貸していただきまして、どれがいいかどうかというのを検討させていただきました。

○議長（森本昇夫君） ほかにありませんか。

10番山縣君。

○10番（山縣弘明君） まず、町税の関係でお尋ねいたします。

13ページの固定資産税で見ますと、不納欠損額が2,427万円となっておりますが、その一方で、那智勝浦町一般会計・特別会計及び企業会計決算審査の提出についての資料を拝見しますと、6ページに、固定資産税が前年度比と比較しまして徴収率が2.17%改善されていると、金額にして1,327万円回収が向上してるという数字があらわれております。この点について、どのような取り組みでこういう結果に至ったのかという御説明をいただきたいと思います。

それから、同じく資料で、事務報告の20ページを見ますと、同じく税務課の関係で、整理事務、差し押さえ、交付要求、執行停止がそれぞれ件数掲げられております。この数字がこれまでの年度と比較してどのように推移してきているかということをお聞かせいただきたいと思います。

それから、決算書に戻りまして、23ページ、備考欄の下から3行目、滞納繰越分166万7,950円、こちらもこれまでの、これは聞き漏らしてしまったのかもしれませんが、これまでの比較、前年度までとの比較についてお聞かせください。

○議長（森本昇夫君） 税務課長濱口君。

○税務課長（濱口博之君） 町税の関係についてお答えいたします。

まず、固定資産税の不納欠損についてでございますけども、それと滞納繰越額の2.17ポイント上がっているということの関連等に含めてでございますけども、ここ2年か3年、2年ぐらいになりますか、県回収機構が設置されたこともございますけども、本町としまして、今まで余り、なかなか低迷しておりましたが、どうすれば徴収率が上がるのか、これについて課内でもいろいろ議論し、また上司とも相談いたしまして、とにかく調査をする、調査をして、あれば差し押さえる、なければ、全くなくても回収の見込みのないものについては、やはり不



納欠損せざるを得ないということで、生活困窮とか倒産等とかしました場合も、そのまま放置するのではなくて、執行停止等かけてどんどん整理するようにはしております。その結果、今回、23年度は2,427万円という不納欠損をさせていただいております。固定資産税だけにしましたら、平成21年度も2,544万円ほど不納欠損させていただいております。年度において額の多寡はございますけども、今後もなるだけ徴収事務を効率化するためには、不納欠損するものは不納欠損していきたいと考えております。

それから、今回特に、滞納分の徴収につきましては、どうしても波がございます。去年は少しよくなかったこともあります。今年度は、回収機構におきましても大口のものが回収されました。また、職員等の頑張りもありまして、催告を送った結果、200万円前後の滞納者がかなり入金していただきました。昨年度はそういうのも重なりまして、かなりよい結果が生まれております。

このままなるだけ努力して、この状態を続けていきたいと考えておりまして、本年度も新たな取り組みとして、土地の公売を9月17日に予定しておりましたが、ちょっと台風の関係で延期させておりますが、今年度、年明けにでもできれば公売したいと考えております。

また、電話債権等も、県と一緒になりまして7件ほど差し押さえしております。そういう新しい試みをしながら、どんどん徴収を進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 使用料の滞納繰越分でございますが、この昨年につきましては、滞納の額が74万7,000円と、今回は166万7,950円でございます。21年度よりは大幅にふえているところでございます。

要因といたしまして、催告書の効果とか、子ども手当受給による納付とか、そして並びに滞納者を出さないように保育所長の納付指導が考えられます。

そして、滞納の理由といたしましては、生活が苦しくて払えないという方が一番多くおりまして、分割納付で対処させていただいております。特に多い方が、母子家庭の方が多いということで、14名ほどございます。

そして、一応今現在の手法として、現年度に滞納を出さないというやり方で、保育所長になるべく現年度に出さないということを今指導しております。

以上でございます。

○議長（森本昇夫君） 10番山縣君。

○10番（山縣弘明君） 税務の関係につきましては、御説明いただきましたところ、個々の調査を徹底していると、不納欠損できるものはしていったらと、職員の努力の結実であると、今後は土地の公売も積極的に取り組んでいきますと、そのような御報告で、よく理解できました。これからも引き続き、税の公平・公正の徹底に向けて努力していただくことに期待したいと思います。

同様に、ただいま福祉課長から御説明ありました滞納繰越分につきましても、現年度内での

回収できない分の発生をなくすための努力をしていくということでございます。これも同様に、ちゃんと払っていただいている方との不平等性がこんなところで発生してはいけないものだと思います。その一方で、母子家庭もあり、いろいろと生活困窮者が出てきてると、そういう時代の背景もあるかと思えます。これも引き続き、平等に御負担いただくための努力を重ねていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（森本昇夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑なしと認め、歳入に関する部分の質疑を一時中止します。

次に、歳出、款1 議会費69ページから款3 民生費122ページまでと、1 ページから12ページの議会費から民生費までの部分を含めて質疑を行います。

5 番曾根君。

○5 番（曾根和仁君） 2 点質問いたします。

81、82ページの節13の委託料、一番上の欄の紀伊勝浦駅エレベーター設置検討委託210万円、これについては、当初JR等に要望をしているというような新聞記事を見ましたが、その後大分時間がたってますが、その後、これまだ進展の余地がある状況なのか、かなり難しい状況になっているのか、その辺が非常に気になるので、御説明をお願いいたします。

それと、109、110ページのところで、節13の、これも委託料の、この繰越明許費の670万円は、これは何の繰り越しかを御説明お願いします。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 紀伊勝浦駅のエレベーターの関係でございます。平成22年度につきましては、コンサルに委託を行った210万円という決算でございます。そのコンサルによりますと、一応改札口へのエレベーター1基、それとホームへおりのエレベーター、それと線路のスロープ、それを含めました工事費が2億8,000万円ということで連絡を受けてございます。これにつきましては、国、JR、県、町ということでございますが、それ以後の、一応コンサルで幾らかかるかということでございましたので、その結果、2億8,000万円という結果になってございます。

○議長（森本昇夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 障害福祉費の670万円の繰越明許でございますが、障害福祉費の中で、翌年度繰越明許費で712万8,000円を計上いたしまして、繰越明許いたしております。これはバリアフリー基本構想策定業務に係る委託料でございます、その670万円が委託料の分でございます。これは、23年度事業として現在実施しているところでございます。

○議長（森本昇夫君） 5 番曾根君。

○5 番（曾根和仁君） このバリアフリーの事業がおくれている理由は、このエレベーターの事業がなかなか進んでないっていうのに関係しているのかどうかということがもう一回質問したいのと、これは町長に質問したいのは、先ほど総務課長答えていただけなかった、まだ進展、交渉

の余地、国なりJR、まだあるのかどうか、その辺の、今お話しできる時点での感触をお聞きしたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えします。

エレベーターの設置の件は、中村町政時代からの懸案事項で、小嶋町政のときに大方JRとの話し合いもついてたというような流れを聞いておったんですけども、結果的には、具体的なことはありませんでしたので、一からつくる場合、先ほど総務課長も説明しておりましたように、まずはどういうエレベーターの設置ということの決め方を、こちらもいろいろ図面を担当課によってかかせたんですけども、なかなかそれではJR側も、その場所によることを選定していただけなかったということもありまして、結果的にはJRのコンサルを使って、いろいろな法律関係、安全運行用のものも含めて、どういう設置の仕方がいいかということコンサルを通じて決めてもらうということで、その210万円というコンサル料を支払って、場所の設置とか費用の面をしていただきました。

その後、補助金の問題、国3分の1の問題と、乗降客が過去は5,000人以上のところは通常設置しなければいけないという法律上の問題があり、それ以下の場合、今回は1,700人ぐらい以下ってところは、金額的にJRが3分の1負担するという、そういう規定ではなく、JRの持ち分はJRが決めるというような形になっております。そういった中で、今和歌山の支社長ともいろいろ協議しながら、どれぐらいのJRが負担してくれるんか、まずは福祉課長説明したように、バリアフリー計画を実施して、その中で補助金の申請をやっていくということになります。県のほうもそれなりの、エレベーター1基について幾らというような補助金の問題もお願いして、それは大方は了解はとれてるんですけども、本体のそのバリアフリー計画を策定し、今後それを進めていく中で、並行して今JRとの計画、できたら24年に計画を進めていきたいと思うんですけども、なかなか、こういう事態が起きたんで、その辺はちょっと今のところ進捗がちょっとおくらしているような状況でございます。

○議長（森本昇夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 私もこの紀伊勝浦駅のエレベーター設置についてお伺いしたいと思えます。

このことについては、先ほど町長が、中村町政あるいは小嶋町政からのということでしたが、そうでなかったと思うんですよ。あれは、事の発端は、たしか体育文化会館だったと思うんです。二階代議員が国政報告会をした際に、勝浦へ電車で来た時、特急で。そしたら、そこで老夫婦がおりまして、ここの駅にエレベーターがあったらいいなと、つけてくださいよというような話をされたということで、ひとつ私も力になるから、ひとつみんなで取り組んでみませんかというお話もあって、身体障害者連盟の方たちが御苦労して署名をたくさん、二千何百名から三千名ぐらいの署名を集めて陳情されたというて、それから町長自身の町長選における公約だったのと違いますか、この勝浦駅にエレベーターをつけると、そういうことから始まったと思うんですね。

それで当初は、町長もおっしゃったように、5,000人の乗降客がないと、この国3分の1、JR3分の1、地元3分の1ですか、3分の1ずつの費用を出し合ってつくと。それについては法律で決められてますね、5,000人以上、法律で決められてあるんですね。それ以下については、たしか田辺市がやったと思うんですよ、田辺の駅。あれは乗降客が4,000ちょっとだったと思うんです。それは5,000人以下でありますんで、新バリアフリー構想を策定して、それでもって町も努力すると、半径1キロメートルの範囲の、新バリアフリー構想に基づいて整備すると。そしたら、やりましょうかというお話になったと思うんです。

それで、うちは千数百人だったと思うんですね、今は知りませんが、その当時。JRは、どうぞやってくださいというようなお話だったということも仄聞しておりますが、町長に言われるように、JRも応分の負担をして、新バリアフリー構想が策定されてその事業が行われたらならばやりますと、応分の負担してやりますと、もちろんJRの工事でやりますと、そういうことを確約されてもらっているんですか。そのところをお聞きしたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えします。

今そういう状況で進めているところですが、支社長とことしの夏ごろ会って話したときには、そういう方向で進めましょうと。早いとこバリアフリー計画を策定して、その分の、JR西日本の負担というものの確定をお願いしてきますということのところまで行ってます。それが10%になるんか、それ以下になるんかとかというのいろいろ言われてましたけれども、30%という近い、3分の1というような近いレベルではなかなか駅のレベルからいくとできませんというような話でございます。その辺の進め方というのが、早く詰めてうちの負担額を決めていきたいというところありましたけれども、それが今のところ中断して、こういう事態でなかなか、担当のほうにはJRとも十分連絡をとりながら、どういう方向をやるかということも進めよということは指示しておりますけれども、今のところなかなかその辺については進めていけないというのは、連絡もとって、こっちもきっちりとその計画もまだつくり上がってませんので、話はできていないと。ただ実施するということですね。

私も、公約上っていうんか、1回目出たときからエレベーターという、小嶋町政のときもそれであったと思うんですけれども、身体障害者のそういう要望を受けて、中村町政のときは退任年の3月だったと思う——その前やったか忘れたんですけれども、そのときに前向きに検討しましょうという回答を私は議場で聞いたんですけれども、その後、小嶋町政のときについては議場に残ってませんでしたので、それはどういう進捗だったかはわかりませんが、私が着任して、そういうことの、前任者のこういう配置図でエレベーターをつけたいという図面は、簡易的な図面は見せていただきました。そういった中で、この辺でやるとこういうことが障害になって無理じゃないですかということもこちらも言って、いろいろそれに合うような案をこちらで建設課に現場へ行ってかかせたりして、それを見せたんですけれども、なかなかまいこといかないということで、コンサルを使ってその場所の決定、予算の決定をしていただいたという経緯がございます。

以上でございます。

○議長（森本昇夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 先ほど曾根議員の質疑の中で、このコンサルに委託した結果、検討してもらった結果、工事費で2億8,000万円ほど要するということですね。この新バリアフリー構想を策定して、事業を何にもせんというわけにもいきませんので、いろいろありますね、新バリアフリー構想で、いろいろ仄聞するところによると、歩道も変えなあかん、そして信号機も音の出る信号機に変えなあかんと。いろいろな、それで2階以上はエレベーターつけなあかんとか、公共建築物あるいは大きな建築物については、面積の建築物についてはそういうふうに義務づけられてますね、新バリアフリー構想でもって。

そこで、本町はこの新バリアフリー構想に基づいて事業を執行した場合、ある程度、全部、100%ではなくても、執行した場合幾ら要るか。そういうことも試算して、この後の670万円ですか、それも執行してもらわないと、使ったわ、塩漬けにされたわということであれば、大変なことになりますんで、今こういう復旧にも取り組まなならんと、大変な時期ですんで、そこらあたしもある程度の、費用はどのぐらいかかるかというある程度の目安をつけて、ひとつ執行してもらわんと。こういうときで、670万円の執行まだなんでしょう。繰越明許費の執行はまだなんでしょう。

〔「今事業中です」と呼ぶ者あり〕

ああ、そうか。それやったらもう、670万円はもう発注してあるんですか。それやったら、幾らかかるかということぐらいは、バリアフリー構想ができれば、ひとつお知らせ、お示しいただきたいと思いますわ。その点について、町長どうですか。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） バリアフリー構想計画を仮に策定して、公共施設等に対するバリアフリーのフラット化していくということは補助金の対象になっていくということで、即座にそれを実行するというものでもございませんので、できることからはそのような要望をバリアフリーに変えていくということを徐々にやっていければいいかなと。それは概算的に、どの箇所ってというのは、今のところ、この1キロ半径でいきますとどのような場所があるんか、ちょっと公共施設でわかりませんが、当初は県のほうでも、臨海の歩道部分についても、そういう傾きのない、フラットの歩道に切りかえるようなこともありましたけれど、それは県の事業の中で未執行のままになっておりますけれども、そういった部分、いろいろな部分ありましようけども、本来うちの、町の部分の公的施設の中でやるべきとこのチェックがそれで出てくれば、整備すべきところは整備していく、100%それはするんじゃないかと、補助金の対象になる部分でありますので、それをバリアフリー計画が策定しておれば補助金の申請もできるということやっていきたいと考えます。

○議長（森本昇夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） バリアフリーについては、ノーマライゼーションという考え方の中で、もう既にそういう法律はできてあるんです、既に。だけど、この新バリアフリー構想というの

は、恐らくこのエレベーターつけるために構想をするんでしょう、つくるんでしょう。もう一つ厳しい、5,000人以上のとこだったらそんなもの要らないですよ。従来のバリアフリー計画の中でやっていけばいい。だけど、乗降客5,000人以下のところは、そういうふうにならば新バリアフリー構想を立てて、町もそれなりの姿勢を見せて、もちろん事業執行せんといかんとおもうますよ。絵にかいたもちではどうもならないと思う。だから、この3分の1、3分の1、3分の1でやりましょうよというのが、こういうことで新バリアフリー構想を立てるんでしょう。そうだと思いますよ。

町長ちょっと勘違いしたるんとかやうかな。5,000人以上だったら新バリアフリー構想なんか要らないですよ。5,000人以下やから、何とか新バリアフリー構想を立てて、新宮市の市長なんかこう言うてるでしょう。新バリアフリー構想を立てて田辺みたいにしたらどうですかと、新宮の駅をああいエレベーター設置したらどうかという問いに、議員の問いに、その新バリアフリー構想をするとき、立てたら莫大な費用が要るんで、まだまだほかにやることあるんで、その段階ではないということで答弁してあるんですね。それはもう新バリアフリー構想というのはそういうもんなんですよ、金がかかるんですよ。それが町の姿勢だということで、田辺の場合は3分の1、3分の1、3分の1でやったと、こういうことですから、ひとつ町長も認識改めてもらわんといかんとおもうます。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 勘違いでも何でもないと思うんです。3分の1、3分の1の規定は、バリアフリー構想をつくったからといって、JRに負担を強制できる品物でもありません。それは、国のほうの3分の1の補助の対象になるのにはそれが必要だということでもあります。その1キロ半径の中でどれをやっていくかというのは、その中でバリアフリー計画を実行するということは、100%国のほうもそれをやらなければこの部分についてはやりませんよとか、そういうもんでもないと思うんです。ただ、徐々にそれをやって障害を取り除いていくということについては、その補助対象になっていくということと私は感じております。

○議長（森本昇夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） そうではないと思いますではなくて、きちっとして調べてくださいよ。インターネットなんかでも見ても、新バリアフリー構想をつくって、それをつくることが、5,000人以下ですよ、乗降客5,000人以下の駅についてはそういうことが条件になるということですから、3分の1、3分の1、3分の1の費用負担。だから、新バリアフリー構想を急いだんでしょう。そやなかったら、新バリアフリー構想なんか要らんのですよ。町がやる、この費用2億8,000万円出すんだったら要らんのですよ。だけど、3分の1ずつ負担してもらうそのためにはこれが必須条件なんです、その一つが、この新バリアフリー構想をつくることが。つくって、それ絵にかいたもちではいけませんよ、やっぱりそれ事業執行していかにと。

そういうことだと思いますんで、私はそういう理解しておりますんで、町長が執行者なんですから、私は執行者と違いますんで、私の理解が間違ってたとしても町に損害はかけんと思いませんけど、町長の理解が間違ってたとしたら町が損害をこうむるんですから、きちっ

と調べてくださいよ。

○議長（森本昇夫君） 休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時02分 休憩

10時25分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本昇夫君） 再開します。

町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 申しわけありません。国の3分の1というのは、3分の1のその事業費の確定ということと、あと県については1基について1,000万円、2基なんで2,000万円というのは、話の中では県のほうとも十分協議しております。あと、JRの分につきましては、どれぐらいの費用をJRが持ってくれるかというのはまだ未確定なところがあります。できるだけJRの負担も求めていると思いますけれども、最大、マックス町側の負担は1億5,000万円ぐらいは覚悟しなければいけないかなという覚悟でエレベーターの設置は実施していきたいと考えております。

○議長（森本昇夫君） ほかにありませんか。

9番田中君。

○9番（田中 植君） 私も、先ほどの82ページの勝浦駅のエレベーターの設置についてでございますが、この設計検討委託ということで210万円予算化されて、執行されていったということだと思うんですが、やはりこの200万円という金は、家庭にとったら大変大きな金額やないかというふうに思うんです。こういう設計委託をされて、これでつい終わってしまうというふうなことはないように、ひとつ行政のほうで十分検討していただきたいというふうに思うんです。

また、ほいで新バリアフリー構想というのは、先ほど6番議員から当初からの問題について詳しく説明されておりましたが、全くスタートは、二階先生が、高齢者の方がたまたま勝浦駅におりられて、大変階段があるのに苦勞しておられたというところから、我々那智勝浦町の行政に対してエレベーターつけたらどうならというところから始まってあるというふうに思いますんで、これは確かに中村町長とか小嶋町長とか、過去に2人の町長がやるというて始めた問題やなしに、そっからスタートだったと、私もそういうふうに思います。

新バリアフリー構想というのは、やはりエレベーターありきということからこの問題が発生してあるというふうに思います。だから、このエレベーターを設置するためにこの新バリアフリー構想というのがあるとしたら、このやはり全然手かけないというわけにもいかないというふうなことになると思うんで、これは例えば歩道の整備をやっていくとか、段差のあるところを直すとか、そういうところからでも手がけていかならんのやないかなというふうには思うんです。

ぜひとも、先ほどからこのエレベーターについて議論する中で、JRが幾らとかどうとかと

いう話が盛んにされておりますが、町長からもJRにもお願いするというふうな話がございますが、当初から、これJRが幾ら出すとか出さんとかという話はなかったんですか。二階さんが、おれもJR行って話ししたと、JRもちょっと出すように言うたるといふふうな話があったというのは事実だと思うんです。

そういうことですから、この問題については、ひとつもう一度冷静に行政も考えて、エレベーター構想について、ひとつ十分、当初の目的が達成できるような方向に向かってほしいなというふうに思います。

また、これJRに委託されて設計されたということでございますが、エレベーター設置するとなれば、これでオーケーというふうな設計がなされてあるんかどうか、そのあたりもちょっと聞かせたいなというふうに思います。

それともう一点、81、82にかけての節区分19の負担金補助及交付金のところで、この備考欄の中間辺にある全国半島振興市町村協議会負担金というの、金額的には2万円ということで、しれておると思うんですが、この事業は、半島振興法というのが制定されて以降できた事業じゃないかというふうに思うんですが、これと関係なしに推進されていくということであれば理解できるんですが、半島振興法の、これ期限立法ですから、たしか23年でもう期限が切れるんじゃないかというふうに思うんです。だから、これ期限が切れてもやっていく事業なんかどうか、その点確認させていただきたいというふうに思います。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えします。

エレベーターの件については、実施していく方向で頑張っております。

あと、半島振興法の関係の協議会ですけれども、まだそういう話は出てませんので、今後その協議会のほうと調べて、時限立法であれば、この処遇の仕方どうするかというのも今後調査していきたいと思っております。

○議長（森本昇夫君） ほかにありませんか。

2番荒尾君。

○2番（荒尾典男君） 私もエレベーターの件なんですけど、そのコンサルタントに払っているお金がありますけど、最近一番このエレベーターをつけたところで、全国でこれぐらいの大きさの町でやっているとことか、実際にやっているとことか、前例であるのはある程度調べてるかどうか確認したいんです。そのままコンサルタントにすべてをゆだねるか、自分とこでもある程度勉強して、こんだけの大きさの町で前にこんだけのことをやりましたっていうところあたりも調べてるかどうかだけ確認させていただきたいです。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えします。

類似団体の件については調べておりません。ただ、田辺市の場合、2億六千何百万円かという事業結果だったと思うんですけれども、そのJRの施設の中での事業を行っていくに当たっては、我々の手の及ぶところであればやっていきたい、例えば太地が外枠のエレベーター設置



したときには、あれは4,000万円できたと思うんです、4,000万円以下だったか、ちょっとその辺の数字だったと思うんですけれども。ただ、そういうふうにはできる場合と、構内とか駅舎の部分については、どうしてもその辺のことがなければ、JRのコンサルを使わなければ通っていかないという部分があるんで、これはもう私もやむを得ないということで結論を出して、そういう方向でやりました。

もちろんうちの建設課でかいた図面もJRのほうに提示し、結果的にはそのような近いようなことを言ったんですけれども、結果的には認めてもらえないと。認めてもらえないというのは、JRのコンサルがかき上げてくれればそれは認められるというのは、あらゆる旅客運送法とかJRの安全基準の中で事業実施やっていく上では、JRのコンサルがそういうことを熟知した上での計画をつくり上げてくるということがあろうかと思うんで、それはもうJRのほうでやってもらわなければこの事業は進んでいかないという判断のもとでこれを行いました。

○議長（森本昇夫君） 2番荒尾君。

○2番（荒尾典男君） そのJRのコンサルタントが最近やった事例の中では、勝浦というこの乗降数でやる場合の前例があったかどうかというのを確認とかそんなんできてないですか。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） その辺は調べておりません。ただ、今の支社長が福知山線のほうの支社関係でおるときに、そのエレベーターの設置したという事業をやってきたということで、エレベーター設置についての理解は得ております。

○議長（森本昇夫君） ほかにありませんか。

10番山縣君。

○10番（山縣弘明君） 1点お尋ねいたします。

99ページ、社会福祉総務費の中の下から3つ目、町社会福祉協議会補助金1,872万円とございます。具体的に社協ではどのような事業が行われているかということが添付されてる資料でもよくわかりませんので、事務報告の中にも、数の報告はありますけども、具体的にどのようなことがなされているのか、わかる範囲で、主なところだけお聞かせください。

○議長（森本昇夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 社会福祉協議会の補助金につきましては、食事サービス、そして地域福祉活動費関係、喜寿の集い、主にはもう職員給与が主なものとなっております。あと、ふれあい事業等実施しております。

その他の助成といたしまして、6地区の福祉委員の活動費、育成費、そして高齢者の保育園児のふれあい交流会、そしていきいきサロン、各地区、色川等でしております。そして、福祉体験学習、夏のボランティア体験等、そして先ほど言いました喜寿の集いで130万円ほど支出しております。あと、食事サービス事業助成金関係ということで42万7,000円ほどの支出をしております。ほとんどが給与関係でございます。

○議長（森本昇夫君） 10番山縣君。

○10番（山縣弘明君） 御説明では、ほとんどが給与関係だということでありました。ただ、細

かな事業もある程度はされてるといふふうにも感じ取ることができました。

観光協会とかほかの事業を見ますと、この事務報告の中に、ある程度どんなことをやってるよというのはわかるんですが、この事務報告見る限り、福祉センターの関係の中でも、数字で会議室が何人使われてますよとか、そういったデータでしかないものですから、もう少しこの報告関係にわかりやすい内容のものを今後つけられるように御検討いただければと思います。

○議長（森本昇夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 今後、なるべく資料の提出をしたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） 何点かお聞きしたいと思うんですけど、80ページの電子計算費の中の賃金、これ緊急雇用で出された臨時雇用賃金やと思うんですけど、これ電算室の中の人を雇われたあるんか、この個人情報が多いところなんで、どのようなことをされてる人なんかと。

あともう一点は、その同じページなんですけど、企画費の中の、その中の7番の賃金、節7の賃金なんですけど、これも多分緊急雇用で雇われてるんやと思うんですけど、画像処理の人間、これハローワークを通して雇うんですかね、これ。だから、どのような要求をというか、どのような例えば映像を、世界遺産の映像をつくれるような人間を雇うんか、そういうような形のものができる会社の人間を雇われたあるんかというのを、その辺ちょっと詳しくお願いしたいのと。

次のページなんですけど、これも企画費の中の、この世界遺産情報センター映像システム整備委託、それとの画像処理用の人、その関連をお聞きしたいのと。

先ほど10番議員さんがちょっと質疑されてた社会福祉協議会の給与というのは説明で聞いたんですけど、例えば職員さんが何人、臨時が何人おられるとかというのと、その給与待遇、町に準ずるとかというのをちょっとお聞きしたいんですけど、よろしくお願いします。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 臨時職員の賃金の関係でございます。先ほども少し出しましたけれども、緊急雇用を活用しました企画費の賃金です。臨時雇い賃金でございますけれども、これ——失礼しました。先に電子計算機、平成22年度におきましてはシステムの更新を行いました。そのときのデータ移行に対する臨時職員の雇用となっております。

それと、企画費のほうの臨時雇い賃金ですが、各課にその写真データであるとか、各課で保管しておりますデータを一つにまとめたいということで、この緊急雇用を利用いたしまして、企画費のほうで臨時職員の雇用をいたしました。

まず、これにつきましては、先ほども申し上げましたパソコンの使用ということが不可欠でございますので、面接時点で電算室の職員も入りまして、実際にどれくらいの処理ができるかという確認の上で雇用してございます。

申しわけございません。それと、企画費の中の世界遺産情報センター映像システム整備委託でございますが、363万3,000円、これにつきましては久保印刷のほうに委託をしてございます。情報センターの中にあります3画面のマルチ映像システム、その整備の委託を行ったも

のでございます。

○議長（森本昇夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 社協職員の職員助成ですけれども、一応職員3名分の補助をいたしております。全体で1,535万6,000円ということで、役場の給与に準じてやっております。あと、そのほかには、人件費としては、会長報酬も57万6,000円を支出しております。

あと、社協にはあと事業所関係もあるんですけど、介護事業所にもなっております。そこにも職員がございまして、そのほうには補助はいたしておりません。

○議長（森本昇夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑なしと認め、歳出の議会費から民生費までの部分の質疑を一時中止します。

次に、款4衛生費122ページから款6商工費154ページまでと、1ページから12ページの衛生費から商工費までの部分を含めて質疑を行います。

9番田中君。

○9番（田中 植君） 1点、ちょっと確認させていただきたいんですけど、129ページの病院費なんですけど、これ2億3,000万円、一般からの繰り入れということだったと思うんですけど、これについて、以前お尋ねしたときに、交付金として1億三千万何がしのものが交付金として戻ってくるということを聞いた覚えがあるんですけど、現在は幾らぐらい交付戻ってきておるんか、ちょっとそのあたりお尋ねしたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時52分 休憩

10時58分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本昇夫君） 再開します。

総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 貴重な時間を費やしました、申しわけございません。

病院費の繰り出しの関係でございますが、交付税の措置分といたしまして、特交付分が483万1,000円、それと普通交付税の関係が1億5,007万2,000円となっておりまして、両方合わせますと、丸い数字で1億5,500万円ということになります。よろしくお願いたします。

○議長（森本昇夫君） 9番田中君。

○9番（田中 植君） この2億3,000万円というのは、町民の皆さんの中で、町立病院はそんなによけ赤字であるかというふうなことをおっしゃる方もおるんですけど、やはり交付措置をしていただいております、実質的に7,500万円から8,000万円ぐらいの赤字状態ということですから、このぐらいのことであれば、我々町民の健康を維持管理していただける、また病院として頼りにさせていただけるということについては、このぐらいの持ち出しは皆さん了解してい

ただけるというふうに私思うんです。だから、こういうことについてはやはりよく知っていたほしい方がいんやないかなというふうに思いますんで、今後どういう形で町民の皆さんに知らしめていただくかということは行政が検討していただくことであって、我々もそういうお尋ねがあったときには必ずそういうふうに伝えたいというふうに思いますんで、よろしく願いしたいと思います。

○議長（森本昇夫君） ほかにありませんか。

10番山縣君。

○10番（山縣弘明君） 2点お願いいたします。

まず、123ページ、予防費、予防接種の委託2,664万円とございます。これを実施されたことによって得られた成果というんでしょうか、対象者に対してどれぐらいの接種割合があったのかというところ、わかる範囲でお聞かせください。

もう一点お願いします。143ページ、水産振興費、委託料のまぐろ体験CAN事業委託1,191万円とございます。これの利用状況などについてお聞かせください。

○議長（森本昇夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 予防接種事業でございますが、定期予防接種の関係で、子供の、乳幼児、小学生、高齢者がかかる7種類の予防接種委託料のワクチン代に関する経費でございます。子供に関しては、BCG、ポリオ、日本脳炎、ジフテリア・百日ぜき・破傷風混合、麻疹・風疹混合、麻疹、そして風疹でございます。この対象者につきましては、平成22年度は93名ございまして、100%の実施率でございます。ポリオにつきましては、1回目と2回目がございまして、集団で1回目は95、そして接種者数が87、91.6%、そして2回目対象が95名で接種者数70人、接種率75.8%、日本脳炎でございますが、1回目、2回目の対象者が485名、3歳から6歳でございます。1回目が358名、2回目が347名を実施しております。追加接種というのがございまして、それは14名でございます。あと、ジフテリア・百日ぜき・破傷風関係では、対象者92名に対して、1回目、2回目、3回目がございまして、76名、82.6%、2回目が71名、77.2%、3回目が66名で71.7%となっております。それで、追加接種ということで、対象者が84名で43名、51.2%となっております。そして、今のは1期でございますが、2期で集団で、対象者が157名で156名、99.4%でございます。そして、麻疹・風疹の関係でございますが、対象者が1期で97名で64、2期で対象者が118名で115、97.5%、3期で144名で100%でございます。4期が171名で164の95.9%でございます。あとインフルエンザの関係ですけど、65歳以上のインフルエンザの予防接種でございますが、平成22年度で3,343人が接種しております。そして、新型インフルエンザワクチン接種費につきましては、非課税補助実績が922名でございます。

以上でございます。

○議長（森本昇夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） まぐろ体験CANの利用状況、この体験利用状況でございますが、利用者でいきますと、年間で593名利用しております。そしてまた、その利用者のないと

きにしております缶詰の製造の販売でございますが、販売金額になります。75万3,000円の売り上げを缶詰のほうで売り上げております。

以上です。

○議長（森本昇夫君） 10番山縣君。

○10番（山縣弘明君） 予防接種の関係、詳細にありがとうございました。

子宮がん接種のほうも、これは高校1年生が対象となるということだと思いますが、そちらも高い接種率という認識を持っておけばよろしいでしょうか、その点確認をさせていただきます。

もう一点、まぐろ体験CANにつきましては、利用状況は593名という御報告でした。当初の見込みと比べて、この結果はどういう認識を持っておられるのか、また今後の対策についてのお考えがあればお聞かせください。

○議長（森本昇夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 高校1年の子宮頸がんワクチンですけれども、期間が短かった関係で、19人の接種にとどまっております。一応高校1年だけが対象だったんですけれども、期間がないということで、国のほうでは23年度も実施するというのでやらせてもらっております。

○議長（森本昇夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 利用者人数とその見込みという部分でございますが、もっと宣伝をして、来ていただけると予想もしておりましたが、宣伝の効果余りないのと、体験の予約が3日前ということもございましたので、それを前日の夜まで、前日の夕方まで引き延ばしましてお受けしておりますが、現実にやはり旅行者の方、こちらに見えられて、漁協の職員がおられないときに申し込んでいただいても、材料等の都合でできない部分があります。これも今考えていかな、お客さんを少しでも拾い集めていくためには、そここの改善が必要かなというふうに思っております。今後、そういうふうに、予約、当日朝でもできるような体制を組めたらということで、今漁協とそここの話を詰めております。

そしてまた、22年度におきましては、あの施設、お客さんのいないときに缶詰をつくっておりました、普通6号缶で体験と同じやつをつくっておったんですが、今それとは別に、薄い缶詰で、マグロの心臓とか胃袋とか、生マグロの市場を、特徴を生かした缶詰づくりに22年度はかなり時間を費やしたところもございます。今、一つ成果品として、胃袋と3缶で1,000円の缶詰も今販売させていただいておりますので、体験のないときに時間を有効にして、経営的にもっとうまくいけるような方法を一緒に考えていきたいと思っております。

○議長（森本昇夫君） 10番山縣君。

○10番（山縣弘明君） 子宮頸がんの接種につきましては、23年も継続ということをお伺いしました。

まぐろ体験CANにつきましては、ただいま課長の御報告のあったとおり、今後の取り組みに期待したいなと思います。特にマグロの町ならではの取り組みを22年度からされてるところ、これを地域のさまざまな商店やホテルとも連携したり、他の観光連盟などとも連携しながら、とてもいい取り組みだと私は認識しておりますので、さらに効果に期待しておるとこ

ろでございます。

以上です。

○議長（森本昇夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 2点ほどお尋ねしたいと思います。

まず、136ページの与根河測量調査業務委託、その下段の与根河池ため池概要書作成設計業務委託、これに420万円ほど費用を使っておるわけでございますが、このことについても、以前私も指摘したと思います。ちょうどこの際であるんで。これは、補強工事といいますか、補修工事といいますか、この与根河池がふぐあいになってきたということで、これのどうしても修繕しなきゃならないという差し迫った状況があつて、このことがなされたと思うんですね。だけど、あの与根河の池については、以前から市屋区と本町とでもって、所有権でもって係争中のところですね。裁判には今かかっておりませんが。市屋区は市屋区と下里区のもんやと、下里区はどう言うてあるんか知りませんが、そういう見解ですね。町は、太田村と下里町が那智勝浦町に編入合併されたときに、当然ここについても町に帰属してあるという認識ですね。

そういうことでもって、この所有権がまだ確定してない、お互いには、おれとこのもんやという、私とこのもんやということで確定してあるという認識をしてるんかもしれませんけども、一般的には確定してないものについて、こういうものを、それを、どこの持ち物かわからないものをこういうふうにして執行できるんかどうか、そこらあたしもひとつ御見解をお示しいただきたいと思います。

そして、144ページの勝浦漁協荷捌所使用料80万円となっておりますが、これはこのシャワーの関係の使用料ですかね。このことについてもひとつ詳しくお知らせ願いたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 2点ありました。

まず、1点目の御質問でございます。与根河池のことでございます。これ、議員おっしゃるとおり、緊急性を要するような可能性があるということで、陥没が、堤の中の陥没がございましたので、そのために緊急にしないと、また我が町だけじゃなくて、もし崩落するようなことがあれば、太地町にも、隣町にも迷惑かけるということも危惧される案件でございました。それで、議員が御指摘のとおり、今まで過去において、区と、また町と意見の相違を見ておったところではありますが、そういう緊急性の上で、町の主張としては町のものだという主張でございますので、町がやると、ただし受益者負担はお願いしますということで、区並びに水利組合に二分一の受益者負担をいただいております。そして、この結果、緊急に大規模崩落、崩壊するようなことはないが、今の基準には若干満たないことが出てきそうなので、国庫補助をいただきながら、それをさらに強固なものにしていく方向で進めさせていただきたいと思っております。

そして、次の水産の80万円でございますが、これにつきましては、シャワーの分ではござい

ませんで、日曜日の朝開催しておりますにぎわい広場の第5売りの借地料でございます。

○議長（森本昇夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 町としては自分のもんだということですね。市屋区のほうは、やはり今でも市屋のもんだと、区のものだと、下里と市屋のもんだと、そういう認識ですかね。この際、もうどちらに帰属するかということをはっきりしてからでないと、人の物を町が修繕するということはおかしいですね。また、町のを修繕するのに、受益者負担2分の1というのはちょっともらい過ぎと違いますかね。そこらあたしで、やはりこの際、どこに帰属するかと、所有権がどこにあるかということもはっきりと、先送りしないで、懸案の事項なんで、これは、やっぱりやっていただきたいと思いますわ。町長、この点について御見解をひとつお願いいたしたいと思います。

これ、私も勘違いしてまして、この144ページ、この使用料、それであつたらそれで結構なんですけど。ほんなら、このシャワー、ふろのシャワーの水道料金とか、これももちろんわかさんといかんですからね。それとも温泉を利用してあるんですか。そこらあたしを、ボイラーの燃料とか、そういうものはどこ持ちでしょうかね。これ1つ教えていただきたい。

○議長（森本昇夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 町長ということでしたが、与根河に関連して、私が話し合っておりますので。

今回、議員おっしゃられるとおり、その帰属云々は置いて、緊急性を重要視いたしまして、こういう措置をとらせていただいております。

そしてまた、農業の関係、今まで水路から始まって、受益者2分の1と。県の小規模土地改良事業等々いかに、町の単独災害は二分一ずつの、町と受益者が2分の1ということで進んでおります。確かにこれ、金額大きくはね上がるものでありますが、それはもう了解の上でいただいております。

もう一つ、余談になるかもわかりませんが、もし帰属が違うのであれば、補助金を町が2分の1出すということで、金額的な数字的には今のところ同じ方向でいってるとはいいか私どもは考えております。

そして、シャワーにつきましては、私どものほうで設置しまして、管理を漁協、またコイン等の管理を問屋組合等をお願いしておりますので、水道代、ガス代等は、漁協とそういう関係者で持っていただくということにしております。

○議長（森本昇夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 費用の面はどっちにしても同じやということですが、ただそれは、町のものであれば事務費とかいろんなものは皆町で持つと。ただ、第三者の、例えば市屋区が所有権を持ってあるんで、所有権が市屋区にあるのであれば、市屋区がそういうもろもろの諸費用も含めて持たなあかんということになりますんで、どうですかね、この際、あそこもいつまでも宙ぶらりんの形で置いとくんやなしに、今後もこういう事態があると思いますわ。どうですか、町長、市屋区と話し合うつもりありますか。町長、どうですか。町長、市屋区とこの帰

属について話し合う気持ちがありますか。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 今のところ、見解は、行政側にとってはうちのものであるということなんで、それが向こうが訴訟を起こしてくれば訴訟を起こしてきたで、それで受けて立てばよいという見解であります。現在のところ、そういう見解で与根河池は進んできているように考えております。

○議長（森本昇夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） ちょっとそういう町の見解は今までずっと聞いてあるんで、もう聞き飽きるほど聞いてあるんですわ。だけど、相手があることなんで、法務局行きますと、まだ市屋中とか下里中とかというてなっているんでしょ。その登記がなされていないんですよ、与根河池については登記がなされていない。ここきちっと市屋中って書いてあると思いますよ、今でも。その市屋中を、そのまま市屋区の、市屋区はどういうふうな組織になっておるか知りませんが、地縁団体をとってあるんかどうかわかりませんが、そのものになってあるんかどうかわかりませんが、そういう受け皿があるんですから、だからそこら、登記上きちっとしていったほうが後々のためにいいんじゃないですか。町長、あそこ市屋中になってあるんですよ、登記では。その点についてどうお考えですか。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） それは市屋中ってということで、合併当初、それがもともと太田村のときの、太田村の帰属してある部分ということの市屋中という、下里中という見解であったかと思うんです。そういった中の合併当初の引き継ぎで、そういう解釈上をしております。町側のものだということを見解として持っております。そういった中、市屋地区でそういうものであると、市屋地区のものであるというのであれば、市屋が係争してくるのであれば、わざわざ行政側が地域住民とのその紛議を持っていくこともないと思うんで、もしそういうことが煮詰まってきたら、いろいろなことの係争的なことが起これば、話し合いもしますし、どういう形であるかは、また法理的な根拠論を持っていろいろなことを対処していきたいと考えます。

○議長（森本昇夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） この話はここで終わるとなかなかしり切れトンボになりますんで、また後日、一般質問かなんかでお尋ねしたいと思いますんで。

これでもって私の質疑は終わらせていただきます。

○議長（森本昇夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑なしと認め、歳出の衛生費から商工費までの部分の質疑を一時中止します。

休憩します。

再開13時。

~~~~~ ○ ~~~~~



11時27分 休憩

13時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本昇夫君） 再開します。

次に、款7土木費153ページから款13予備費202ページまでと、1ページから12ページの土木費から予備費までの部分を含めて質疑を行います。

8番東君。

○8番（東 信介君） 2点ほどちょっとお伺いしたいんです。

簡単なことなんですけど、聞き漏らしたと思うんで、もう一度お願いしたいと思います。191ページの節12の役務費の中の通信運搬費の中の、多分これ衛星電話の借り上げ料で、熊野古道の中のということで、これ金額全部がその衛星費の借り上げ料、年間これで借り上げれるんかというのと、次のページの青少年健全育成費の中の負担金補助及交付金の中の青少年育成町民会議の補助金、8団体に補助してあるというんですけど、どういう団体があるんか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） お答えします。

衛星電話の使用料ですが、これは大雲取線に衛星電話を設置しております、これは緊急用に、困ったハイカーが使えるということで、一方通行の電話になっております。その着信は消防のほうへ一方通行でつながると。こちらからの問い合わせということではできずに、ハイカーが道に迷ったとか、何か病気になったとか、そういうような形でかけてくるものであります。全額ハイカーが使用した通信料でございます。

それと、青少年健全町民会議8団体ですが、組織団体は、宇久井地区、市野々地区、勝浦地区、太田地区、色川、下里、那智地区、ほって那智勝浦町・太地青少年センター連絡協議会のそれぞれ青少年対策協議会ということで、この8団体へもらっております。

以上です。

○議長（森本昇夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） そうですか。これは衛星電話の片道通話の通話料ということですか。その電話を借り上げるとかという、これ普通の衛星電話ですか。特殊な、片道しか行かんというような電話やというてお聞きしたんですけど、普通の衛星電話ですか。その辺ちょっとお願いします。

○議長（森本昇夫君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） 聞いておるのは、とにかく設置している場所から消防への片道の直通電話ということをお聞きしております。一応それで、ハイカーが呼び出しあれば、消防なりそういうところが対応して、救助なり動くというような形で運用を行っております。

○議長（森本昇夫君） ほかに質疑ありませんか。

10番山縣君。

○10番（山縣弘明君） 教育委員会の関係で1点お尋ねいたします。

これまた、この事務報告の中で拝見いたしますと、65ページに図書館の利用状況関係という表記の中で、開館日数が272日、休館日数93日とございます。この点についてですが、毎週月曜日休館と書いてありますが、これでいくと多分52日程度かなと思われま。それと、曝書の関係で10日間休館とございます。これ以外にも年末年始があるのかなと思いますが、この開館日数について念のため確認をしたいと思っておりますので、お願いします。

○議長（森本昇夫君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） 図書館の開館日数ですが、一応今議員さん言われたように、週、月曜日のみ休館しております。そのあとは正月休み、基本はそういう休みと、年に曝書で、ここに上げておる休みが通常の年間で考えられる休みとなっております。この休館日数については、ちょっと手元に資料がないので、確認した上で、また報告させていただきたいと思っております。

○議長（森本昇夫君） 10番山縣君。

○10番（山縣弘明君） 例えば最近では、たしか体育文化会館が月曜日の休みというのを廃止にされてたと思っております。周辺の図書館、公設の図書館の開館の日数なども一度御確認いただければと思っております。人数が、非常に職員さん限られておりますので、難しいとは思っております。その一方で、方法としては、ボランティアの人材育成とか、電子カルテ、バーコードを活用した効率化などもまだまだ検討できる場所はあろうかと思っております。開館日の見直しなどのさらなるサービスの充実を検討してみたいかと思っております。その点についていかがでしょうか。

○議長（森本昇夫君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） 現在図書館の運用は、臨時職員の図書館長、それと正職員が1名、それとあと臨時職員が2名のこの4人で、週休2日を守りながら、輪番といいますか、調整しながら、休みながら営業しておる状況でございます。一応月曜日も開館するという事になれば、またそこらあたりで人が要るのかなと思っておりますし、一度そこら辺も教育委員会も含めてちょっと協議検討させていただきたいと思っております。

○議長（森本昇夫君） 10番山縣君。

○10番（山縣弘明君） 休館日につきましては、たしか月曜日以外に祭日も休館だったと記憶しております。また、月曜日が祭日の場合、その翌日もたしか休みだったんじゃないかなと記憶しております。そういうことで休館日数が93日になってるのかなということが考えられますが、先ほど申しあげましたとおり、ボランティアの人材育成、ここら辺は社協とも連携をとるなりして、それから先ほど言いましたとおり、電子化ということもまだまだ、図書館は他の公設の図書館に比べて非常に立ちおけている状況ですので、その点、できるだけ早い段階でサービスの充実を図っていただきたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） 今後とも、十分そのあたり協議いたしまして、町民に有効に利用していただけるよう検討を重ねてまいりたいと思っております。

○議長（森本昇夫君） 9番田中君。

○9番（田中 植君） 155、6ページですけど、155の節区分19の負担金補助及交付金のところで、この備考欄に近畿自動車紀勢線建設促進期成同盟の会と、それとその下の促進協議会の会費というのがありまして、その2つ飛んで下に、県高規格幹線道路建設促進協議会分担金というのがあって、それから中間より少し下がって、高速自動車道紀南延長促進協議会のこの負担金というのあるんですけど、この今申し上げたその高速道路の件なんですけれど、これは紀南の延長ということになりますと、すさみから市屋にかけての延長線だと思うんですけど、これで、基本計画はあって、整備計画はあって、県の計画がなされて、計画決定がなされて、それから国のほうへ要望してというふうな形やないかと思うんですけど、これは県の計画決定がまだなされてないというふうに思うんですけど、この点について、この先ほど申し上げた分の状況とか進捗状況を聞かせていただきたいというふうに思いますので、お願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 建設課長塩地君。

○建設課長（塩地勇夫君） ただいま質問ございました紀勢線、近畿自動車道の関係ですけど、今おっしゃられましたように、基本計画ということで今とまっております。進捗状況については、今のところはまだ動いておりませんが、今後要望活動等今行っております。

1番上の近畿自動車紀勢線、これについては熊野－新宮間の促進期成同盟ということで、その下のすさみ－那智勝浦間、あと高規格というのは、今言う大阪の松原から三重県の勢和多気までの340キロの紀勢線全体を指して、できてない部分をおっしゃっていると思う、この4つは皆そういう紀勢線の関係であります。

ただ、今進捗率については、今のところはまだやるやらんというのがまだ出ておりませんが、今後、今要望活動、ことし特にもう近いうちに行くという予定しております。

以上です。

○議長（森本昇夫君） 9番田中君。

○9番（田中 植君） その中間の高速自動車道の紀南延長の件です。これは、このすさみからこっちまでの、市屋までの件ですか、じゃないんですか。これそうやろ。

〔建設課長塩地勇夫君「全部一緒です」と呼ぶ〕

一緒やろ。これ、県の計画決定は可能性としてどうですか。

○議長（森本昇夫君） 建設課長塩地君。

○建設課長（塩地勇夫君） 県におかれましても、今言う高速自動車道紀南延長促進協議会につきましては、これはもともと今吉備というのは有田から新宮の全体的なやつの話で、一部今もう田辺まで来てると。田辺から今すさみまでは動いてるということで。だから、今言うすさみ－那智勝浦間がとまってる。これも県は今いろいろと、地籍に関しても早くしてくれというようなことで、急いでるという話は、県も急いでるということで話は進んでおります。今までよりは進んでると思っております。

○議長（森本昇夫君） 9番田中君。

○9番（田中 植君） ぜひ、やはりこの高速道路の紀南一周っていうのはぜひともつないでいただきたいというのは地域住民の悲願だと思うんで、ぜひとも強く要望して、早く計画決定して

いただいて、少しでも早く進めていただくようお願いしていただきたいなというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（森本昇夫君） 建設課長塩地君。

○建設課長（塩地勇夫君） 今おっしゃられたように、これからも強く要望していきたいと思っております。

○議長（森本昇夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑なしと認め、歳出の土木費から予備費までの部分の質疑を中止します。

次に、認定第1号一般会計についての総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑なしと認め、一般会計についての質疑を終結します。

次に、認定第2号から認定第13号までの特別会計について一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑なしと認め、認定第2号から認定第13号までの特別会計についての質疑を終結します。

次に、認定第14号及び認定第15号の企業会計について一括質疑を行います。

6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 少し町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

この水道事業決算報告書に、6ページに、有収率については64.3%で、前年度と比較して1.1ポイント減少しましたと、本年度においても漏水調査初め老朽配水管布設がえ工事等の事業を実施しましたがと書いてありますが、これは私、前回の議会まで建設常任委員長をさせていただいて、この有収率の向上については、毎回というほどでもないけど、年に何回かこの向上について言及したわけですが、一向に改善しないと。これは当局としても、これについて本格的に取り組むと、予算的なもんも、多額の予算が要するという、そういうことの中で思い切ったことができないということもあって、その事務当局としてはなかなかこれに積極的に手をつけることができないというのはよくわかりますが、町長、どうですか、64.3%というと半分よりちょっと上ということで、ほとんどどこぞへ水を流してしまっておるというわけですね。地球温暖化ということもありまして、このことについてもきちっと手だてをして、エネルギーの効率化というんですか、そういうのを図っていかなければならないと思うんですよ。その点について、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えします。

いつとき、市野々浄水関係でも、新しい管にふせかえたときに有収率85%ぐらいまで上がった

たと思うんですけども、その後いろいろと時間の経過に伴って、なぜこれが60%台まで下がってきたかというのはなかなか担当部署でもわかってないみたいなんですけれども、できる限り、通常企業で考えていくなれば、80%ぐらいまでは有収率を持っていきたいというふうな現実的な考え方あります。ただ、どの辺でどのような形の大きな漏水があるんかっていうこと、そういうのをとらまえたときに、いろいろな形で点検なりしてやって、できる限り80%以上に持っていきたいと考えます。

今のところ、なかなかそれだけの水道課としての能力っていうんですか、余力っていうんですか、ありませんので、今後はそういうことは改善してまいりたいと考えます。

○議長（森本昇夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 水道課の説明では、恐らく市野々の浄水場から給水している分については六十何%というようなことはないと思いますね、今までの委員会審査の中では。太田川からのこの水がどっかで大漏れしてるか、それともその機械の故障で100トンの水が出てるとするのは本当かうそか、実際は80トンしか出てないんかどうか、その点も踏まえてきちっと調査してというお話だったと思うんですよ、今まで。この64.3%なんていうのは論外であって、どこへ、県外視察でどこの施設行ってもこういう数字はありませんよ。90%とかなんとかというのもありましたけど、それはまゆつばやなという話もありましたが。60%台らというのはどこ行ってもないんで、ひとつ抜本的にここらあたしをひとつ改善できるように。年々下がってるんですからね。だけど、簡水は八十何%だと思うんですよ、簡水は。上水についてこういうことになっておりますんで、そこらあたしを真剣に取り組んでいただきたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 今議員おっしゃられたように、計器類から始まって、総合的な点検を実施させるようにいたします。

○議長（森本昇夫君） 9番田中君。

○9番（田中 植君） 病院のほうで1点お尋ねいたします。

8ページの人工透析のこの数字なんですけど、この数字を見ますと、入院というところで、4月は60人あって、ずっと右向いていきまして、3月には5人という数字になってあるんですね。これ極端に数字が少なくなっているんで、これはどういうことかなというふうに思いますんで、ちょっと説明していただきたいというふうに思います。

○議長（森本昇夫君） 病院事務長八木君。

○病院事務長（八木敦哉君） お答えいたします。

人工透析につきましては、血液浄化センターというところの担当医が担当しております。一番の入院が減ってるという原因は、常勤医がいないということでございます。現在、医療センターから週2回1名ずつの応援を受けております。入院となれば24時間体制で管理をしなくてはいけないということになりますので、入院が減ってるというのは、できるだけ常勤医のいるところへ入院が必要な人工透析の患者は紹介すると。通院で人工透析を行える方は当院で行うというシステムになってございます。

以上です。

○議長（森本昇夫君） 9 番田中君。

○9 番（田中 植君） この常勤医がなくなってからどのぐらいになりますかね。この透析というのは、年々やはり管内でも患者の方がふえてくる傾向にあるんじゃないかなというふうに思うんですけど、これ透析というのは、透析されてる方には失礼やけど、非常にこの科目は大事な科目だと思うんで、これについて、あと常勤医を採用するとか、獲得するとか、そういう考えはないんですかね。

○議長（森本昇夫君） 病院事務長八木君。

○病院事務長（八木敦哉君） 8 ページの表でございますけれども、この表は延べ患者数で表示させていただいております。例えば4月は透析60名ということなんですけれども、お二人ということになります。お二人の30日ということなので、極端にこのように減ってるように見えますが、例えば7月は、お二人のうち1人退院されたと、ほかの病院へ転院されて1人残っていると、そういう見方をさせていただきたいと存じます。ですから、3月は、入院してたけども、改善されて出たか、紹介されたかということになりますので、数字上は延べ人数で表示しておりますので、このような右下がりということになります。

大学のほうへは足しげく、血液浄化センターということなんですけれども、常勤医を置いてくださいということをお願いには上がっております。

○議長（森本昇夫君） 9 番田中君。

○9 番（田中 植君） 町長、この常勤医の問題について、多分町長も要請には行っておられるんだと思うんですけど、やはり何とか確保するというのも、これから新病院の建設がされて、やはり透析もなされるというふうに思うんで、そのあたりについて、事務長初め執行者の町長が、やはりぜひ強く要望し、要請して、医師を獲得するということの可能性についてはいかがでしょうか。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 今回、こんな災害だったんで行かなかったんですけども、9月にも早々に大学病院のほうへ行く予定にしておりました。そういうことで、病院事務長と院長初め、その辺については十分協議しながら、大学当局のほうへは要請を毎回行っております。それが今回、なかなかその辺まで行けないんですけども、今度は部門的にどういふところというものも含めて個別に回って行って、大学に要請していきたいと考えます。

○議長（森本昇夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑なしと認め、認定第14号及び認定第15号の企業会計についての質疑を終結します。

討論、採決は議案ごとに行います。

認定第1号について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第1号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第2号について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第2号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第3号について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第3号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第4号について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第4号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。  
認定第5号について討論を行います。  
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。  
採決を行います。

認定第5号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定しました。  
認定第6号について討論を行います。  
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。  
採決を行います。

認定第6号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。  
認定第7号について討論を行います。  
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。  
採決を行います。

認定第7号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。  
認定第8号について討論を行います。  
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第8号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第9号について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第9号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第10号について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第10号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第11号について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第11号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第12号について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第12号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第13号について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第13号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第14号について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第14号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第15号について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第15号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第16 報告第15号 健全化判断比率の報告について

○議長（森本昇夫君） 日程第16、報告第15号健全化判断比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。

総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 報告第15号について御説明申し上げます。

〔報告第15号朗読〕

健全化判断比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成19年6月22日に公布され、現行の再建法を抜本的に見直し、財政指標の整備とその開示の徹底を図るとともに、財政の早期健全化や再生のための新たな法を整備するもので、平成19年度より健全化判断比率とその算定の基礎書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し、かつ公表しなければならないと規定されており、報告をさせていただくものでございます。

記以下でございますが、健全化判断比率のうち実質赤字比率の算出において対象となります会計は、本町では一般会計、住宅地資金貸付事業費特別会計、土地取得事業費特別会計、育英奨学金貸与事業費特別会計の普通会計を対象に、実質赤字の合計額を標準財政規模で除したことにより健全化判断比率を算出するものでございます。

今回の議会で認定をいただきました平成22年度一般会計外3つの特別会計の合計は、黒字の1億1,990万1,000円となります。したがって、備考の1により、表上にはハイフンが記載されております。括弧内の数値15%につきましては、本町の早期健全化基準で、この率を超えると早期の財政健全化が必要な自治体となり、議会の議決による財政健全化計画、外部監査の要求の義務づけがされます。

なお、参考までに、15%の赤字額ですが、平成22年度の標準財政規模で算出いたしますと約7億2,400万円となります。

次の連結実質赤字比率につきましては、実質赤字比率の算出において対象となった普通会計にその他の特別会計、公営企業会計を加えた本町におけるすべての会計を対象に、実質赤字による健全化判断比率を算出したもので、平成22年度における本町の連結実質赤字額はありませぬので、実質赤字比率と同様、表上にはハイフンが記載されております。

ちなみに、黒字ですが、16.05%、金額にいたしますと7億7,503万4,000円となります。

なお、括弧内の数値20%は、本町の早期健全化基準で、この率を超えると早期の財政健全化が必要となります。

次の実質公債費比率でございますが、元利償還金等が標準財政規模に比べてどの程度の負担

になっているかをあらわす指標として、現行の地方債制度において用いられている比率でございます。

連結実質赤字比率の算出において対象となった普通会計、特別会計、公営企業会計のすべての会計と一部事務組合等を対象に、公債費と公債費に準じた負担金、補助金等の経費により健全化判断比率を算出するもので、平成22年度における本町の実質公債費率は8.5%で、早期健全化基準内となっております。

なお、括弧内の数値25%は、本町の早期健全化基準で、この率を超えると早期の財政健全化が必要となります。

次の将来負担比率は、すべての会計と一部事務組合、地方公社、第三セクター等を対象に、地方債残高のほか、将来負担すべき実質的な負債等により健全化判断比率を算出するもので、平成22年度における本町の将来負担比率は32.2%で、早期健全化基準内となっております。

なお、括弧内の数値350%は、本町の早期健全化基準で、この率を超えますと早期の財政健全化が必要となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

以上で報告第15号についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17 報告第16号 公営企業会計に係る資金不足比率の報告について

○議長（森本昇夫君） 日程第17、報告第16号公営企業会計に係る資金不足比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。

総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 報告第16号について御説明申し上げます。

〔報告第16号朗読〕

財政健全化法では、公営企業の経営健全化の観点から、資金不足比率とその算定の基礎書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し、かつ公表しなければならないと規定されており、報告させていただくものであります。

記以下でございますが、資金不足比率の報告につきましては、本町では記載の水道事業会計、町立温泉病院事業会計、簡易水道事業費特別会計、下水道事業費特別会計の4つの会計が対象となります。

資金不足比率は、各会計単位の資金不足額が事業規模に対してどれだけの割合となっているかをあらわす比率で、基本的に資金不足額は、水道事業会計、町立温泉病院事業会計の公営企

業法が適用されている会計においては、貸借対照表の流動資産と流動負債を比較して流動負債が多い場合、また簡易水道事業費特別会計、下水道事業費特別会計の公営企業法が非適用の会計においては、繰上充用額が発生していることになります。平成22年度におきましては、すべての会計において資金不足額はなく、資金不足比率は算出されないため、健全な状態にあると判断されております。

なお、公営企業会計に係る資金不足比率の早期健全化基準は20%と定められております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

以上で報告第16号についての報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

ここで皆様にお知らせいたします。

あすは本来一般質問を行う予定になっておりますが、一般質問の通告がありませんでしたので、28日の議事予定を繰り上げて行いたいと考えておりますので、あらかじめ御了承ください。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

13時52分 散会